

利用規約

第1条(目的)

本規約は、株式会社ブレイン(以下「当社」といいます。)が「BIRDIE BOX」の名称で運営するインドアゴルフスタジオ(以下「スタジオ」といいます。)の入退会や利用に関するルールを定めることを目的とします。なお、BIRDIE BOX の個別のサービス名称が追加・変更される場合も、本規約が適用されます。

第2条(会員制)

- 1 スタジオは会員制とします。スタジオに会員登録をし、入会した者を会員とします。
- 2 スタジオに入会しようとするときは、本規約その他当社が定める規則を承諾し、当社所定の入会申込手続をしなければなりません。
- 3 前項の入会申込手続をし、当社が会員として適切と判断した申込者は、本規約その他当社が定める規則に従うことを承諾することにより、スタジオへの入会が認められます。
- 4 18歳以下(高校生以下)の未成年者が入会を希望する場合は、所定の保護者同意書に本人とその保護者が連署の上、入会手続を行うものとします。この場合、保護者は、本規約に基づき責任を本人と連携して負うものとします。
- 5 会員は、本規約その他当社が定める規則、スタジオが入居する施設内の諸規則を全て遵守しなければなりません。
- 6 会員は、スタジオの同伴者にも本規約を遵守させるものとします。

第3条(入会資格)

当クラブへの入会資格及び利用資格は、次の項目全てを適合する方に限ります。

- (1) 本規約に同意いただいていること。
- (2) 過去または現在において、暴力団もしくは反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と密接な関係を有しない方。
- (3) タトゥー(タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。)のある者で、施設内(館内のみならず、駐車場、その他の敷地を含みます。以下同様)においてタトゥーの露出を一切行わない方。
- (4) 妊娠中の方は医師からの許可がおりていること。
- (5) 当クラブ利用時は酒気を帯びていないこと。
- (6) 刃物や爆発物など危険物をお持ちでないこと。
- (7) 体調が優れず(風邪、熱、月経中など)練習に支障が出るようなことがないこと。
- (8) 当施設の規則及び、スタッフの指示に従うこと。
- (9) 18 歳未満の場合、入会に際し保護者の方の同意を得ること。

(10) 会費等について未払いの債務がないこと。

(11) 当クラブが室内という狭い空間でゴルフクラブを使用しゴルフボールを打つ環境であり、球の当たり所、打球によっては、自らまたは他の会員を含む他者(以下単に「他者」という)が打った打球が跳ね返ってくる危険性があることを十分に理解していること。

(12) 本規約の違反行為をされていないこと。

第4条(会費と入会金等)

1 会員は、スタジオ会費およびスタジオ入会金その他、当社の定める費用(以下「会費等」といいます。)を、当社所定の方法で支払うものとします。

2 会員は、スタジオ会費の当月分を前月20日までに支払うものとします。但し、入会時の初回支払時期については別途定めます。

3 会員は、実際のスタジオ利用の有無にかかわらず、当社が定める会費等を全額支払わなければならない。

4 当社は、会費等の改定を行うことができます。その場合は、適用日の2週間前までに各会員に告知するものとします。

5 会員は、会費等その他当社への債務を支払期日までに履行しない場合には、支払期日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を会費等、その他の債務と一括して、当社が指定する方法で支払わなければならない。その際の支払に要する振込手数料等の費用は、当該会員の負担とします。

第5条(入退室管理システム)

1 当社は、会員に対し、hacomono アプリ内の QR を発行し、入退室管理システムのアプリケーションその他スタジオ利用のために必要なシステムの使用を許諾します(以下、当該システムをあわせて「入退館システム」といいます。)

2 会員がスタジオに入退室する際には、入退館システムを使用するものとし、会員本人が入退館システムを使用できない場合は、スタジオに入退室することはできません。

3 入退館システムは、許諾された会員本人または当社が認める使用権限を有する者のみが使用でき、他の者が使用することはできません。

4 会員は、入退館システムを第三者に送付することはできません。但し、当社が別途許諾した場合には、この限りではありません。

第6条(スタジオの利用方法)

1 スタジオは営業日の営業時間内において利用できるものとします。

2 スタジオにおいては当社のスタッフは常駐せず、会員自身で設備を利用するものとします。

3 利用できる設備はスタジオ内設置設備とおりとし、これ以外の設備は利用できません。

4 会員は、スタジオに持ち込んだ飲食類のごみ等は全て持ち帰るものとします。

- 5 会員は、体調不良の場合はスタジオの利用を控えるものとします。
- 6 会員は、設備の利用方法が不明な場合は、当社から必要な説明を受け、理解した上で利用するものとします。
- 7 会員は、設備の利用に適した服装で設備を利用するものとします。
- 8 会員は、設備の利用後は、会員自身で利用前の状態に戻さなければなりません。
- 9 会員は、当社が防犯目的でスタジオ内(更衣室、トイレを除きます。)に複数の防犯カメラを設置し、録画・記録することをあらかじめ承諾します。
- 10 会員は、建造物・設備・什器・貸出備品等を損害、汚損または故障した場合は、あらかじめ当社が指定した連絡先に速やかに連絡しなければなりません。
万が一、会員が建造物・設備・什器・貸出備品等を毀損・紛失された場合、その損害に対し全額賠償請求します。
- 11 火災、地震等の自然災害等が発生した場合、会員自身の責任と判断において避難等をするものとします。

第7条(同伴者の利用)

- 1 会員は、契約している利用プランに応じて、会員以外の者(以下「同伴者」といいます。)を同伴してスタジオを利用することができます。
- 2 同伴者の利用人数、利用回数その他の条件は、会員が契約するプランごとに定めるものとします。
- 3 同伴者が利用する場合は、会員本人が同伴し、利用時間中は会員が責任をもって管理するものとします。会員本人が不在の場合、同伴者のみでのスタジオ利用はできません。
- 4 同伴者は、会員本人と同一の打席または利用スペースを使用するものとし、同伴者のみでの打席の占有、予約または利用はできません。
- 5 同伴者についても、本規約、施設内の利用ルールおよび安全上の注意事項を遵守するものとします。これらに違反した場合、当該同伴者の利用をお断りすることがあります。
- 6 同伴者の利用に起因して施設、設備、備品等に損害が生じた場合は、会員がその責任を負うものとします。
- 7 同伴者の利用が、当施設が定める利用条件またはプランの趣旨に反すると判断した場合、当施設は同伴者の利用を制限またはお断りすることがあります。
- 8 同伴者の利用条件、人数および回数等については、サービス内容の変更等により改定する場合があります。その場合は、当施設所定の方法により告知します。

第8条(会員プランの変更)

会員は、会員プランの変更を希望する場合には、変更希望月の前月の10日までに、当社所定の手続をするものとし、その場合、翌月1日よりプランが変更となります。

第9条(禁止行為)

会員は、次の各号に定める行為をしてはなりません。

- (1) 本規約その他当社が定める規則、スタジオに掲示されたルール、慣習上のルール、当社の説明および指示に反する行為
- (2) スタジオ又はその敷地内において、物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動を行うこと
- (3) スタジオ内での喫煙
- (4) 酒気を帯びての入館
- (4) 刃物等の危険物や、他者または施設・器具を傷つける可能性のある物品をスタジオまたはその敷地内へ持ち込むこと
- (5) 正当な理由なく他者の所持品に触れること
- (6) 他の会員に対し、パーソナルレッスン、トレーニングを行い、またそのように評価される活動を行うこと
- (7) スタジオの利用を認められていない者を同伴させること
- (8) 入退館システムを第三者への送付、貸与、その他当社に無断で会員本人以外の第三者に使用させる行為
- (9) 第3条3項に反し、タトゥー(タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む)を露出させること
- (10) 大声、奇声を発する行為、他のスタジオ利用者やスタッフを畏怖させる言動を行うこと
- (11) 他のスタジオ利用者やスタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為を行うこと
- (12) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為を行うこと
- (13) 動物(あらかじめ許諾された介助犬は除く。)を館内に持ち込むこと
- (14) 他の会員のスタジオ利用を妨げる行為を行うこと
- (15) 許可なく施設内を撮影、または録音すること
- (16) スタジオの秩序を乱し、またはその名誉、信用もしくは品位を傷付ける言動を行うこと
- (17) 打席内において以下の行為を行うこと
 - ① 打席の内外を問わず、打席幅を越えるようなスイング(横振り等)を行うこと
 - ② プレーヤー以外の方の打席、打席通路及び打席付近への立ち入り
 - ③ 打席設備の移動、及び不適切と思われる使用を行うこと
 - ④ スタジオ備付のボール以外を使用すること
 - ⑤ 金属製スパイクを使用すること
- (18) スタジオの設備や備付のボール、備品を損壊、汚損等し、又は持ち出す行為
- (19) その他注意事項
 - ・打席利用のエチケット及びマナーを守ること

- ・左右の打席に十分注意すること
- ・打席の利用が終わったら速やかに移動を行うこと

第10条(駐車場の利用)

- 1 駐車場を利用する際は、場内では徐行し、周囲の安全を十分に確認してください。
- 2 駐車の際は、指定された駐車区画および当該施設の案内に従ってください。
- 3 駐車場における車両同士の接触、その他の事故については、利用者同士で解決していただくものとします。
- 4 駐車場内での盗難、車両・車内物品等の紛失・損傷については、当該施設の故意または過失による場合を除き、当施設では責任を負いかねます。
- 5 駐車場内で事故その他トラブルが発生した場合は、必要に応じて警察、保険会社等へ連絡し、利用者自身の責任において対応してください。
- 6 駐車場の利用により、当施設または第三者に損害を与えた場合は、利用者がその損害を賠償するものとします。

第11条(雨天時等の施設利用について)

- 1 雨天時、降雪時その他天候等により、駐車場、出入口、通路、床面等が濡れ、滑りやすくなる場合があります。
- 2 利用者は、雨天時等に施設を利用する際には、足元の状態を十分に確認し、滑らないよう注意して歩行してください。特に、濡れた靴や傘等から水滴が落ちている場合は、十分にご注意ください。
- 3 雨天時等には、当施設の出入口等に設置されたマット、滑り止めその他の安全設備をご利用ください。
- 4 雨天時等の床面の濡れ等に起因する転倒、けがその他の事故については、利用者自身が十分に注意して利用するものとします。

第12条(立入りの禁止、退去)

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間のスタジオへの立入りの禁止またはスタジオからの退去を命じることができます。
 - (1) 本規約その他当社が定める規則に違反した者
 - (2) 第3条に定める入会資格を欠いていたことが判明した者、または入会後に欠くこととなった者
 - (3) 体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断された者
 - (4) スタジオの衛生管理、設備保全または運営上の支障があると当社が合理的に判断した身体状態または服装である者
 - (5) 承諾なく入退館システムを使用せずに入館した者

- (6) 本規約の手續に従わず会員以外の者を入館させた者および当該入館した者
 - (7) 会費等を1か月以上滞納した者
 - (8) 上記(1)から(7)のほか、当社においてスタジオからの退去又は相当期間のスタジオへの立入りの禁止を命じることが適切であると判断した者
- 2 相当期間のスタジオへの立入りの禁止された場合、当該期間中であっても、会費等は発生します。

第13条(退会)

- 1 会員は、当社所定の手續を行った上で、希望する月の月末をもって退会することができます。この手續は、原則として当社の指定する方法にてご申請頂き、当社の確認をもって退会となります。
- 2 退会手續は、退会を希望する月の10日までに行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降に退会手續がとられた場合は、翌月の末日をもって退会となります。
- 3 本条の退会手續が完了しない間は、スタジオの利用がない場合でも会費等が発生します。
- 4 会費等の未納分がある場合には、第1項の退会手續と同時に完納しなければなりません。

第14条(キャンペーン適用時の退会および差額精算)

- 1 当社が実施する入会金・月会費等の割引、無料、その他の特典(以下「キャンペーン」といいます)の適用を受けて入会した会員が、当該キャンペーンにおいて定める適用条件(在籍期間、継続利用、最低利用期間その他の条件を含みます)を満たさずに退会した場合、当社は、キャンペーンにより減免された金額相当(以下「差額」といいます)を、利用者に対して請求できるものとします。
- 2 前項の差額は、通常料金(キャンペーン非適用時の入会金・月会費その他の料金)と、キャンペーン適用により利用者が実際に支払った金額との差額を基準として算定します。算定方法の詳細は、各キャンペーンの告知内容または当社が別途定める方法によります。
- 3 当社は、差額について、登録済みの支払方法による決済、請求書による支払い、その他当社が指定する方法により支払いを求めることができ、利用者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。
- 4 利用者が前項の期日までに差額を支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から支払済みまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を請求できるものとします。

第15条(届出等)

- 1 会員は、入会申込時に記載した内容に変更があったときは、速やかに当社所定の手續をもって変更の届け出をしなければなりません。
- 2 ご変更の確認は、予約システム入退館システムより確認いただけます。

第16条(会則の改正)

- 1 当社は、本規約、細則、利用規定、その他スタジオの運営、管理に関する事項を改定することができます。
- 2 本規約およびスタジオの諸事情に関する通知または予告は、当社所定の公式 LINE および SNS による告知または電話、電子メール等により行います。
- 3 当社は、本サービス内容および運営会社を変更することができるものとします。その場合、本サービス内容および運営会社変更の7日前に会員へ告知するものとします。

第17条(退会処分)

- 1 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を強制的に退会させること(以下「退会処分」といいます。)ができます。
 - (1) 本規約その他当社が定める規則を遵守しないとき
 - (2) スタジオの内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、スタジオの運営に影響が生じると判断されたとき
 - (3) 第3条に定める入会資格を欠いていたことが判明したとき、または入会後に欠くこととなったとき(入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったときを含みます。)
 - (4) 会費等を1か月以上滞納したとき
 - (5) その他、会員としてふさわしくない言動があり、改善が見込めないとき
- 2 退会処分を受けた会員は、当該処分時から、全ての当社サービスを利用することができません。
- 3 退会処分を受けた会員に対しては、当社は、前納分または既払分の会費等があっても、これらを返還することはいたしません。
- 4 退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、全ての当社サービスを再び利用することはできません。

第18条(資格喪失)

- 1 会員は、次の各号の場合には、自動的にその会員資格を喪失します。
 - (1) 退会した場合または退会処分を受けた場合
 - (2) 死亡した場合または法人が解散した場合
 - (3) スタジオが閉鎖された場合
- 2 前項第2号および第3号の場合には、資格喪失日の属する月の会費等につき、日割計算の上、精算するものとします。

第19条(会員資格の譲渡禁止等)

スタジオの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、贈与、遺贈、貸与、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為、または相続その他の包括継承はできません。

第20条(営業日および営業時間)

スタジオの営業日、営業時間については、スタジオごとに、別に定めます。但し、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第21条(機械の不具合および復旧対応)

当スタジオに設置された機械・設備に不具合が発生した場合、復旧作業のため、当社は、会員に対し、作業の補助その他合理的な範囲での協力を依頼することがあります。

会員は、当該依頼に対し、可能な範囲で協力するものとします。

第22条(スタジオの利用制限)

1 当社は、次の各号の場合には、スタジオの全部または一部の利用を制限することがあります。当該制限がなされた場合でも、別に定める場合を除き、会費等は発生します。

- (1) 気象・災害等の影響が及ぶと判断し、営業が困難と認めたとき
- (2) 施設、設備の点検、補修または改修をするとき（緊急対応時も含む）
- (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき
- (4) その他スタジオの全部または一部の利用を制限する必要と認めるとき

2 前項の場合、事前にその旨をスタジオまたはスタジオのホームページ等にて告示します。但し、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第23条(スタジオの閉鎖・変更)

1 当社は、次の各号の場合には、スタジオの全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。

- (1) 気象・災害等により営業不能と認めたとき
- (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他スタジオの経営上やむを得ない事由が発生したとき

2 スタジオの閉鎖・変更の場合でも、その期間が1か月を超える場合のほかは、会費等は発生し、代替利用等の特別の補償は行いません。

第24条(賠償責任)

1 当社は、会員または同伴者がスタジオの利用に関して損害を負った場合または第三者に損害を与えた場合、当社に故意または重過失ある場合に限り、その損害を賠償する責任を負

うものとしします。ただし、賠償の範囲は、現実が発生した通常損害に限られるものとしします。

2 会員または同伴者は、自己の責めに帰すべき事由により、スタジオまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかに、自己の責任において、その賠償責任を果たさなければなりません。

第25条(再委託)

当社は、スタジオの運営に関する当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができます。また、当該第三者に委託するのに伴い、その業務遂行のため必要な範囲内で、会員の個人情報を提供する場合があり、会員はこれを了承します。

第26条(通知予告)

スタジオに関する通知または予告は、スタジオ所定の場所に掲示する方法または電子メール、SNS 等により行います。

第27条(本規約その他の規則の改定)

当社は、本規約その他の規則を改定することができます。また、改定後の本規約その他の規則は改訂日以降、全ての会員に適用されます。

第28条(準拠法、管轄裁判所)

- 1 スタジオの利用ならびに利用規約の解釈および適用は、日本国法に準拠します。
- 2 スタジオの利用に関する会員と当社との間の紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則. 本規約は 2026 年9月 1 日より発効します。